

山梨県公報

目 次

平成二十一年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度……一

公 告

● 平成二十一年度における保安林内の立木の伐採を許可すべき皆伐面積の限度
森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、
平成二十一年度における保安林の皆伐による立木の伐採につき森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十四条第一項の許可をすべき皆伐面積の限度を定めたので、次のとおり公表する。

平成二十一年九月一日

山梨県知事 横内正明

同一の単位とされる保安林	皆伐面積の限度
甲府地区水源かん養保安林	一、六〇八・〇一ヘクタール
甲府地区土砂流出防備保安林	一七〇・〇七ヘクタール
甲府地区保健保安林	三・三六ヘクタール
笛吹川水源かん養保安林	一、一一七・一六ヘクタール
笛吹川土砂流出防備保安林	一〇六・一一ヘクタール
笛吹川干害防備保安林	○・七二ヘクタール
鰍沢地区水源かん養保安林	一、六七五・一九ヘクタール
鰍沢地区土砂流出防備保安林	一四一・三六ヘクタール
鰍沢地区干害防備保安林	七・一二ヘクタール
鮎沢地区保健保安林	一・五六ヘクタール
韮崎地区水源かん養保安林	一〇四三・一〇ヘクタール
韮崎地区土砂流出防備保安林	五六〇・五〇ヘクタール

多摩川上流水源かん養保安林	七一〇・二二ヘクタール
多摩川上流水土砂流出防備保安林	一六・〇六ヘクタール
相模川中流水源かん養保安林	一一七・四二ヘクタール
相模川中流土砂流出防備保安林	一四六・三三ヘクタール
相模川上流水源かん養保安林	一一一・二六ヘクタール
相模川上流土砂流出防備保安林	一六六・七一ヘクタール

発行者 山梨県

甲府市丸の内一丁目六番一號

印刷所

(株)サンニチ印刷

甲府市北口二丁目六番